

第1号議案

広島県教育委員会聴聞等規則の一部改正について

広島県教育委員会聴聞等規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和8年5月15日

広島県教育委員会教育長 篠田 智志

1 提案の趣旨

アナログ規制の見直しを踏まえ、行政手続法及び広島県行政手続条例の一部が改正され、聴聞^{※1}の公示送達^{※2}の方法が掲示板での掲示からホームページによる公表等に見直されたことから、広島県教育委員会聴聞等規則の「公開聴聞」の公示方法についても同様の見直しを行う。

※1 行政庁が不利益処分を行う際に処分の名宛人に与える口頭による意見陳述の機会

※2 不利益処分の名宛人の所在が不明である場合に、一定期間、掲示（公示）することにより処分の内容が名宛人に到達したとみなす制度

2 改正内容

(1) 広島県教育委員会聴聞等規則に規定する公開聴聞の期日及び場所の公示方法について、次のとおり見直しを行う。

改正後	改正前
①県ホームページによる公示（新規） → 必須 + ②県庁前掲示板での掲示（既存） 又は ③教育委員会に設置したパソコン等による表示（新規） ※引き続き「②掲示板」により対応 } いずれか（※）	○広島県庁前掲示板への掲示

(2) 必要な字句等の修正を行う。

3 改正案

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年5月21日（木）

広島県教育委員会規則第 号

広島県教育委員会聴聞等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年 月 日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育委員会聴聞等規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会聴聞等規則（平成六年十二月二十六日教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知)</p> <p>第九条 広島県教育委員会が聴聞をするに当たつて行う通知は、別記様式第六号の聴聞通知書により、聴聞の期日の一週間前までに不利益処分の名宛人となるべき者に到着するように行うものとする。</p> <p>2 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における前項の規定による通知は、別記様式第七号によるものとする。</p> <p>(聴聞の審理の公開)</p> <p>第十三条 広島県教育委員会は、聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所（以下この条において「公示事項」という。）を公示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公示は、公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を広島県庁前掲示板に掲示し、又は公示事項を広島県教育委員会の事務所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。</p> <p>3 前項の方法は、広島県教育委員会の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（広島県教育委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 広島県教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用</p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第九条 広島県教育委員会が聴聞をするに当たつて行う通知は、別記様式第六号の聴聞通知書により、聴聞の期日の一週間前までに不利益処分の名あて人となるべき者に到着するように行うものとする。</p> <p>2 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における前項の規定による通知は、別記様式第七号によるものとする。</p> <p>(聴聞の審理の公開)</p> <p>第十三条 広島県教育委員会は、聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を広島県庁前掲示板に掲示しなければならない。</p>

<p>一 に係る電子計算機の映像面に表示するもの インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</p> <p>（弁明の通知）</p> <p>第二十三条 不利益処分の名知人となるべき者に弁明の機会を付与するときの通知は、別記様式第十二号の弁明通知書によるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二十五条 第五条、第九条第二項、第十一条及び第十八条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第五条第一項中「当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、第九条第二項中「前項の規定による」とあるのは「第二十三条の規定による」と、第十八条中「当事者等及び参考人」とあるのは「当事者」と、「主宰者」とあるのは「広島県教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（弁明の通知）</p> <p>第二十三条 不利益処分の名あて人となるべき者に弁明の機会を付与するときの通知は、別記様式第十二号の弁明通知書によるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第二十五条 第五条、第九条第二項、第十一条及び第十八条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第五条第一項中「当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、同条第二項中「当事者等」とあるのは「当事者」と、第九条第二項中「前項の規定による」とあるのは「第二十三条の規定による」と、第十八条中「当事者等及び参考人」とあるのは「当事者」と、「主宰者」とあるのは「広島県教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>
---	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第6号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>聴聞通知書</p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p> </div> <p>備考 1 (略) 2 不利益処分の名宛人となるべき者にこの様式を交付するときは、別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第8号の様式を添付すること。 3 (略)</p> <p>(裏) (略)</p>	<p>様式第6号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>聴聞通知書</p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p> </div> <p>備考 1 (略) 2 不利益処分の名あて人となるべき者にこの様式を交付するときは、別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第8号の様式を添付すること。 3 (略)</p> <p>(裏) (略)</p>
<p>様式第7号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>聴聞（弁明）通知書</p> <p>(略)</p> <p>聴聞の期日（弁明の機会の付与の日時、弁明書の提出期限）及び場所（提出先）、聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の名称及び所在地、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びに不利益処分の原因となる事実について記載した書面を交付しますので、本人であることを証するものを聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の事務所まで持参してください。 この公示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞（弁明）通知書の到達があったものとみなされます。</p> </div> <p>備考 (略)</p>	<p>様式第7号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>聴聞（弁明）通知書</p> <p>(略)</p> <p>聴聞の期日（弁明の機会の付与の日時、弁明書の提出期限）及び場所（提出先）、聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の名称及び所在地、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びに不利益処分の原因となる事実について記載した書面を交付しますので、本人であることを証するものを聴聞（弁明の機会の付与）に関する事務を担当する組織の事務所まで持参してください。 この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞（弁明）通知書の到達があったものとみなされます。</p> </div> <p>備考 (略)</p>

様式第12号 (第23条関係)

(表)

弁 明 通 知 書 (略)

- 備考 1 (略)
2 不利益処分の名宛人となるべき者にこの様式を交付するときには、別記様式第1号及び別記様式第2号の様式を添付すること。
3 (略)
(裏) (略)

様式第12号 (第23条関係)

(表)

弁 明 通 知 書 (略)

- 備考 1 (略)
2 不利益処分の名あて人となるべき者にこの様式を交付するときには、別記様式第1号及び別記様式第2号の様式を添付すること。
3 (略)
(裏) (略)

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。